

令和 3 年 2 月 3 日

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会
委員長 磯部 光章 殿

脳死下での臓器提供事例に係る検証会議
五十嵐 隆

提案書

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 9 年の臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号。以下「臓器移植法」という。）施行後、臓器移植の透明性の確保と国民の信頼の確保およびその定着のため、第 1 例目から第 4 例目までの脳死下臓器提供事例に関して、公衆衛生審議会疾病対策部会臓器移植専門委員会（現厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会。以下「委員会」という。）で検証作業を行い、「臓器移植法に基づく脳死下臓器提供事例に係る検証に関する最終報告書（平成 11 年 10 月 27 日）」（以下「最終報告書」という。）としてとりまとめました。最終報告書において、「少なくとも臓器移植が一般の医療として国民の間に定着するまでの間、（中略）第三者の立場による検証が行われるべき」であるとされたことを受け、大臣が参集を求める会議として、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」（以下「本会議」という。）を開催することとし、現在に至っております。

本会議開催要綱では「臓器移植医療が一般の医療として国民の間に定着するまでの暫定的な措置として、（中略）脳死下での臓器提供に係る検証作業を行うことを目的として開催される」と定めており、現在までに、400 例を超える脳死下臓器提供事例の全事例の検証を行ってきました。臓器移植法施行から約 20 年、臓器移植法改正から約 10 年が経過しており、脳死下臓器提供件数も経時的に増加していることから、臓器移植医療は一般の医療として国民に定着してきているものと考えます。

こうした状況やこれまで、「102 例の脳死下での臓器提供事例の検証のまとめ」（平成 24 年 3 月）、「150 例の脳死下での臓器提供事例の検証のまとめ」（平成 25 年 5 月）、「200 例の脳死下での臓器提供事例の検証のまとめ」（平成 27 年 5 月）を公表してきたことを踏まえ、今般、検証事例数が 500 例に到達した時点で、「500 例の脳死下での臓器提供事例の検証のまとめ（仮題）」をとりまとめるとともに、当検証会議にて「今後の検証会議のあり方について」提言をまとめることを提案致します。ご検討のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹 白